

郡山市医療的ケア児等支援調整会議開催要綱

(趣旨)

第1条 郡山市医療的ケア児等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）は、医療的ケア児等とその家族が、誰一人取り残さない切れ目のない支援が受けられるよう、在宅に必要な医療・福祉サービス及び保健・教育・行政等が連携を図り、医療機関と福祉サービス等の関係部署間で入院した時から若しくは退院前より情報を共有し、退院に向けてカンファレンスやサービス調整・ライフステージ毎の支援等を行うための連携の仕組みを構築することにより、医療的ケア児等がどの医療機関から退院しても、安心して在宅生活が送れるようにすることを目的として、「郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き」の策定にあたり、有識者の意見聴取及び検討するために開催する支援調整会議について、必要な事項を定めるものとする。

(支援調整会議の役割)

第2条 支援調整会議は次の事項について、策定（計画）・実行・評価・改善等に必要な意見を求めるものとする。

- (1) 各医療機関における医療的ケア児等に対する連携の現状と課題に関すること。
- (2) 福祉サービス事業所、学校、保育、幼稚園、行政等における医療的ケア児等に対する連携・協働、施策等に関すること。
- (3) 医療的ケア児等の医療的ケア児支援に係る研修等に関すること。
- (4) 医療的ケア児等の退院支援・調整機能における支援体制の実態に関すること。
- (5) 医療的ケア児等の退院支援・調整機能の仕組み作りに関すること。
- (6) 医療的ケア児等に対する災害時の支援に関すること。
- (7) その他「郡山市医療的ケア児等生活支援調整の手引き」の策定に必要な事項に関すること。

(支援調整会議の委員の構成)

第3条 支援調整会議の委員は、34人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) ソーシャルワーカー
- (4) 保護者代表
- (5) 訪問看護事業所の従事者
- (6) 相談支援事業所の従事者
- (7) 通所支援事業所の従事者
- (8) 教育関係者
- (9) 郡山市障がい者自立支援協議会子ども支援部会の構成員

(10) アドバイザー（学識経験者等）

(11) 庁内関係者

- 2 委員への依頼期間は、年度内とし、毎年度依頼する。
- 3 会議に座長を置き、委員の中から互選により選出する。
(会議)

第4条 支援調整会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(報償及び旅費)

第5条 支援調整会議委員（医療的ケア児の支援に関するワーキンググループに属する委員は除く）

の報償費及び旅費は、郡山市講師謝礼単価及び郡山市特別職の職員で非常勤のものの報償及び費用弁償に関する条例第5条第2項に基づいて支払う。

(庶務)

第6条 支援調整会議の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。